

【4. 規則（覚書）－①】

代議員選出に関する覚書

（代議員の選出）

第1条 代議員立候補者が定数内のときは、無競争当選者とする。

2 代議員立候補者が定数に満たないときは、定数の欠員を欠員のある地区で推薦し決定する。

（同期会代表の取扱い）

第2条 同期会代表については、全員が札幌地区の所属になっていることから、札幌地区の定数に含めて扱い、札幌地区代議員は札幌支部1名、同期代表23名とする。

2 内訳は、原則、次の通りとする。

同期会	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	札幌支部
人数	2	3	4	4	6	4	1

合計 24名

（特別支援学校と高等学校の取扱い）

第3条 特別支援学校と高等学校の代表については石狩地区所属として扱い、石狩地区の定数の中に各1名ずつを含める。

（地区選挙管理委員会の構成）

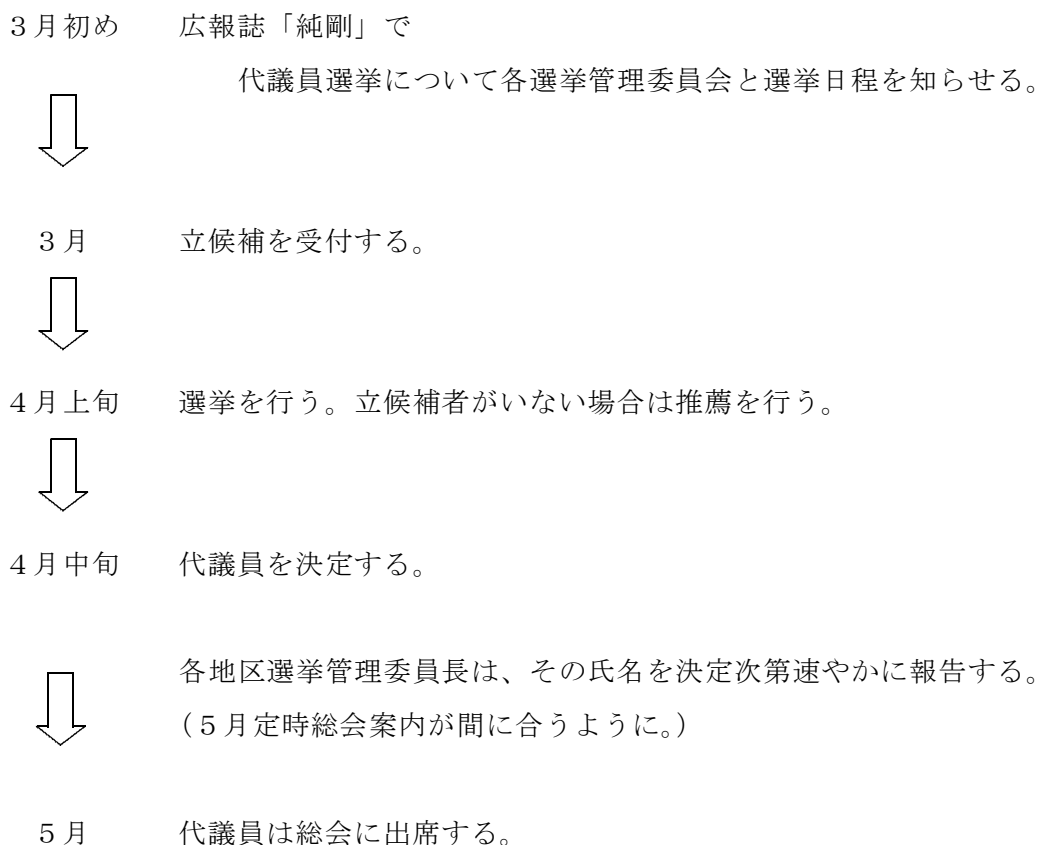
第4条 各地区において、選挙管理委員会を設置し、委員長1名、副委員長1名で構成する。

2 地区の役員選出時に選挙管理委員長、副委員長を選出し、事務局に報告する。

（選挙期間）

第5条 選挙期間については次のようにする。

- ① 選挙についてのお知らせは3月初め発行の広報誌「純剛」に掲載し、3月中を立候補受付、4月上旬に選挙を行う。
- ② 選出された代議員もしくは立候補がない場合に推薦された代議員の氏名は、4月末までに本部に報告する。



(社員総会の出席)

第5条 社員総会への出席者は従来通りとする。したがって、社員総会には、代議員資格を持っている会員と資格を持っていない会員が参加することになる。

2 議決を採る際には、代議員資格を持っている会員の賛否による。

追記 この覚書は、平成25年4月1日より効力を発する。